

「新しい総合事業」の内容

○ 介護予防・生活支援サービス事業 ⇒ 必要度に応じた多様なサービスを提供

現 行

〔訪問型サービス〕

介護予防訪問介護

① 介護予防型訪問サービス

② 生活援助型訪問サービス (新)

③ サポート型訪問サービス (新)

〔通所型サービス〕

介護予防通所介護

① 介護予防型通所サービス

② 短時間型通所サービス (新)

③ 選択型通所サービス (新)

○ 一般介護予防事業 ⇒ 住民主体の介護予防活動を推進

一次予防事業

一般介護予防事業

二次予防事業

移行後

内 容：訪問介護員が身体介護、生活援助（※）を実施
対 象 者：認知症の方、身体介護が必要な方等

内 容：本市研修の修了者が生活援助（※）を実施
対 象 者：「現行相当型」の対象者以外の方
報酬単価：「現行相当型」の75%程度

内 容：うつ予防、口腔または栄養のプログラム（3～6か月）
対 象 者：閉じこもり、口腔の機能向上や栄養改善の必要な方
※ 生活援助とは、掃除・洗濯・買物・調理等

内 容：3時間以上の食事・入浴等および機能訓練

内 容：3時間未満の食事・入浴等または機能訓練
対 象 者：サービス利用開始時の慣らし利用、入浴のみの利用など
報酬単価：「現行相当型」の70%程度

内 容：運動、口腔または栄養のプログラム（3か月）
対 象 者：運動・口腔の機能向上や栄養改善の必要な方

いきいき百歳体操の普及を支援

・ 地域介護予防活動支援事業
・ 地域リハビリテーション活動支援事業 など